

子供が輝く東京・応援事業公募審査会設置要綱

27財事支第300号

平成27年5月15日

第1 目的

この要綱は、子供が輝く東京・応援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第4の2に規定する審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 審査会の名称

審査会の名称は、子供が輝く東京・応援事業公募審査会とする。

第3 所掌事項

審査会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付先候補の採択に係る審査
 - (2) 事業内容及び効果の評価
 - (3) その他、委員長が必要と認める事項の審査
- 2 前項の審査は、別に定める規定に基づいて実施し、審査結果について公益財団法人東京都福祉保健財団理事長(以下「理事長」という。)に報告する。

第4 構成

審査会は、理事長が委嘱する学識経験者等の7人以内からなる委員をもって構成する。

第5 委員長

- 1 審査会に委員長を置き、委員長は公益財団法人東京都福祉保健財団事務局長が務める。
- 2 委員長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

第6 招集・会議等

- 1 審査会は委員長が招集する。
- 2 議長は委員長の職務とする。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、審査に際し必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 委員の属する団体等が審査対象案件となった場合には、当該委員は審査に参加することができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 7 委員長は、緊急やむをえない事情があり、審査会を開催することができないときは、書類の持ち回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。
- 8 前項において、第3項の規定の適用については表決に参加したものを出席したものとみなす。
- 9 審査会は非公開とする。

第7 任期

委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

第8 報酬

委員が、規定する審査及び評価を行ったときは、財団の規定による基準に従い報酬を支給する。

第9 費用弁償

委員等が審査会に出席したとき及び出張したときは、別途定める基準に従い、その費用を弁償する。

第10 庶務

審査会の庶務は、公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部運営支援室において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。